

大阪市立大学数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点  
共同利用・共同研究課題選考委員会要項

令和元年5月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立大学数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点運営委員会規程第6条第2項に基づき、大阪市立大学数学研究所（以下「数学研究所」という。）が運営する数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点（以下「拠点」という。）に設置する共同利用・共同研究課題選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 数学研究所所長

(2) 数学研究所所長が指名する者20人以内

2 前項第2号の委員の過半数は、大阪市立大学以外の教育研究機関に所属する者でなければならない。

3 第1項第2号の委員は、数学研究所所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 共同利用・共同研究の公募課題及び拠点が実施するその他の公募課題の選考に関する事項

(2) 共同利用・共同研究の公募及び拠点が実施するその他の公募事業に関連する重要事項

(選考委員長及び議事)

第5条 選考委員会に委員長（以下「選考委員長」という）を置き、数学研究所所長をもって充てる。

2 選考委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 選考委員長に事故があるときは、選考委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 選考委員会の議事は、選考委員会が別に定める事項を除き出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、選考委員長の決するところによる。

(事務)

第6条 選考委員会の事務は、大学運営部教育推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。